

今後の会議の進め方について（案）

1 会議の公開について

府中市情報公開条例第32条第1項により原則として公開するものとされています。例外規定にも原則として当てはまらないので、公開するものと取り扱います。今後（2）（3）に該当すると判断される際には、改めて議論のうえ決定していただきます。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合。

2 公開の手続きについて

決定すべき内容	一般的な選択肢	事務局案
当日の資料について	①配布する ②配布しない ③配布し、回収する。	配布する
傍聴者数について	①制限しない ②会議室に応じて設定 ③定数を決める	5名と定める。
申込方法について	①当日直接会場へ ②電話申込 ③はがき申込	電話申込とする。
傍聴規定について		別紙のとおり

3 議事録の作成について

決定すべき内容	一般的な選択肢	事務局案
発言者について	①記述する。 ②匿名とする。	匿名とする。
記録レベル	①全文記録とする。 ②要点記録とする。	要点記録とする。

4 審議会開催日程について

平成25年度・26年度の開催日程は下表のとおり。今年度も年9回の開催を予定しています。会場は、原則として府中駅北第2庁舎内の会議室です。

No.	開催日程		主な内容
1	平成25年度 第1回全体会	平成25年4月8日(月)	自己紹介、正副会長・社会教育委員の選出
2	第2回全体会	平成25年5月27日(月)	諮問伝達、都市社連協総会の報告、生涯学習・社会教育等についての説明、意見交換
3	第3回全体会	平成25年6月24日(月)	第2次府中市生涯学習推進計画の事業実績について
4	第4回全体会	平成25年7月22日(月)	生涯学習センター見学、指定管理者による管理運営について説明、質疑応答
5	第5回全体会	平成25年9月13日(月)	各種選出団体の説明について
6	第6回全体会	平成25年10月21日(月)	スポーツに関する各補助金の概要の説明、意見交換
7	第7回全体会	平成25年12月2日(月)	第5ブロック研修会、関東甲信越静社会教育研究大会の報告、意見交換
8	第8回全体会	平成26年1月27日(月)	都市社連協 交流大会の報告、意見交換
9	第9回全体会	平成26年3月10日(月)	都市社連協第2回理事会の報告、国際交流サロンの見学、意見交換
10	平成26年度 第1回全体会	平成26年4月28日(月)	府中市文化センターあり方検討協議会の説明、都市社連協総会の報告、意見交換
11	第2回全体会	平成26年5月26日(月)	意見交換
12	第3回全体会	平成26年6月23日(月)	意見交換
13	第4回全体会	平成26年7月28日(月)	都市社連協第1回理事会の報告、ファシリテーターの活用について、意見交換
14	小委員会(全5回) 平成26年7月28日(月) ～平成26年9月22日(月)		答申案の作成
15	第5回全体会	平成26年10月27日(月)	第5ブロック研修会の報告、スポーツに関する補助金の概要の説明、意見交換
16	第6回全体会	平成26年12月15日(月)	関東甲信越静社会教育研究大会、都市社連協交流大会の報告、答申案の検討
17	第7回全体会	平成27年1月26日(月)	答申案の検討
18	第8回全体会	平成27年3月2日(月)	答申案の検討

【平成27年度・28年度の生涯学習審議会開催スケジュール(事務局案)】

- 前年までの慣習に従い、第4月曜日午後の開催とする。
- 時間は、午後3時から午後5時までを原則とする。
- 5月・7月・8月・10月・11月・1月・2月・3月
(11月第4月曜日は勤労感謝の日となります。)

府中市生涯学習審議会の傍聴について（案）

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

1 受付で住所、氏名を記入して、会議室の外でお待ちください。

事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。

2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。

3 会議中は、静粛を旨とし、次の事項をお守りください。

（1）発言をしない。

（2）みだりに席を離れたり、外部に出たりしない

（3）会議の撮影・録音をしない。

4 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。

5 前条までの規定に違反し、審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。